

災害時等における防災資機材等の貸与、 情報提供等の協力に関する協定

札幌河川事務所長（以下「甲」という。）と石狩市長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定をする。

（趣旨）

第1条 この協定は、豪雨等の自然現象、事故等により外水又は内水が氾濫し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、防災資機材等の貸与、情報提供等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時の資機材等を必要とするときは、それぞれ相手方に対して提供を要請することができる。

2 乙は、災害時に甲が保有する河川等に関する情報を必要とするときは、甲に対して提供を要請することができる。

3 乙は、災害時に甲が所有する河川等を監視する情報機器等（以下「情報機器」という。）を操作し情報を収集する必要があるときは、甲に対し使用を要請することができる。

4 乙は、甲が所有する石狩地区地域防災施設（川の博物館）等（以下「施設」という。）を災害時に使用する必要があるときは、甲に対し使用を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の手段をもって相手方に連絡するものとし、事後、同内容の文書を相手方に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請資機材及び情報等の種類
- (3) 要請資機材等の数量
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、保有する資機材等の提供に努めるものとする。

2 甲は、第2条第2項の要請を受けたときは、甲が保有する河川等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 甲は、第2条第3項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、甲が所有する情報機器を乙に使用させることに協力するものとする。

4 甲は、第2条第4項の要請を受けたときは、業務に支障を来たさない範囲で、甲が所有する施設を乙に使用させることに協力するものとする。

（資機材、施設等の指定及び通知）

第5条 第2条第1項の規定により要請する資機材等は、予め双方から提示された品目に限るものとする。

- 2 第2条第3項の規定により要請する情報機器は、予め甲から提示された情報機器に限るものとする。
- 3 第2条第4項の規定により要請する施設は、予め甲から提示された施設内の区域及び設備に限るものとする。
- 4 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、備蓄資機材等、防災関係資料を修正する都度、相手方に通知するものとする。

(資機材、施設等の管理)

第6条 第4条第1項の規定により提供された資機材等の管理については、提供を受けたものが行うものとする。

- 2 第4条第3項の規定により提供された情報機器の管理については、甲が行うものとする。
- 3 第4条第4項の規定により提供された施設の管理については、甲の指導のもと、乙が行うものとする。

(原状回復義務)

第7条 第4条第1項の規定に基づき提供された資機材等は、使用する必要がなくなった後、速やかに返却するものとする。但し、著しい汚れ又は破損により、以降の使用に耐えない場合は、同一品又は同等品を弁済するものとし、製造中止等により同一品若しくは同等品の弁済が不可能な場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

- 2 前項の規定による弁済の時期及び方法については、双方協議のうえ決定する。
- 3 第4条第3項の規定に基づき使用した情報機器及び同条第4項の規定に基づき使用した施設について、乙の故意又は重大な過失により破損等をした場合は乙の負担により原状回復するものとする。

(経費の負担)

第8条 第4条各項の規定により提供された資機材等、情報機器及び施設の使用料は無料とする。

- 2 第4条第1項の規定に基づき資機材等を提供する際の運搬等の経費については、使用者が負担するものとする。但し、これによりがたい場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定及び事務手続きに関する連絡責任者は、甲にあっては札幌河川事務所副所長、乙にあっては石狩市総務部長とする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

- 2 前項に定める協議は、甲又は乙が相手方に通知を行った上で実施するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年1月28日

甲 札幌市南区南32条西8丁目2番1号
国土交通省 北海道開発局
石狩川開発建設部

札幌河川事務所長 遠 藤 友志郎

乙 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介